

医療連携推進認定基準に適合の可否について

◎ 保健医療協議会での審議状況等

保健医療協議会名称	開催日	審議結果
大阪府泉州保健医療協議会	令和8年2月2日	同意
意見等		
認定後、地域医療連携推進法人は、保健医療協議会等の求めに応じ、活動状況を報告すること		

◎ 認定基準の適合の可否（詳細別紙）

適

1 医療連携推進業務を主たる目的としていること(事業比率50%超)

→ 適

事業比率の見込み	68.60%
----------	--------

2 医療連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有していること

→ 適

(経理的基礎)

- ・ 財政基盤の明確化について

業務上、支出は通信費、印刷代、消耗備品費など事務的経費が主体となり、多額にならない見込みのため、参加法人の会費で充当予定

- ・ 経理処理、財産管理の適正性について

地域医療連携推進法人会計基準に従い、適切な経理処理を行う旨を示している。

(技術的能力)

- ・ 業務実施のための技術、専門的人材や設備等の能力の確保について

業務実施に必要な技術、専門的人材や設備等、技術的能力を有している。

3 社員等に対し特別の利益を与えないこと

→ 適

区 分	社員等に対する利益供与の内容	特別の利益の有無
施設の利用		無
金銭の貸付け		無
資産の譲渡		無
給与の支給		無
その他財産の運用及び事業の運営	事務室(使用貸借)	無

(経理等に関する明細表)

- ① 社員等の施設の利用明細 → 該当なし
 ② 社員等に対する貸付金の明細 → 該当なし
 ③ 社員等に対する譲渡資産の明細 → 該当なし
 ④ 当該一般社団法人の業務に従事している従業員等の明細

氏 名	職務内容	就任年月日	常勤又は非常勤の別	当該一般社団法人との関係	給与の支給の有無
松下 晴彦	医療連携推進業務	令和8年1月20日	非常勤	代表理事	無
畔柳 智司	医療連携推進業務	令和8年1月20日	非常勤	理事	無
小縣 一興	医療連携推進業務	令和8年1月20日	非常勤	理事	無
森岡 信行	医療連携推進業務	令和8年1月20日	非常勤	理事	無
川口 いずみ	医療連携推進業務	令和8年1月20日	非常勤	理事	無
持田 幸久	監事業務	令和8年1月20日	非常勤	監事	無
玉垣 精久	監事業務	令和8年1月20日	非常勤	監事	無
大西 拓也	事務	令和8年1月20日	非常勤	職員	無
八巻 真弓	事務	令和8年1月20日	非常勤	職員	無
橋本 晃一	事務	令和8年1月20日	非常勤	職員	無

⑤ 社員等からの借入物件の明細

貸主の氏名又は名称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
医療法人徳洲会	小会議室C	耐火構造	29.3㎡	事務室
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考
令和7年1月20日	借用年月日から1年(自動更新)	無償	参加法人	なし

- ⑥ 社員等からの借入金の明細 → 該当なし
 ⑦ 社員等からの譲受資産の明細 → 該当なし
 ⑧ その他財産の運用及び事業の運営 → 該当なし

4 参加法人の構成等

→

区 分	議決権数	社員総会における議決権の状況
① 病院等を開設する参加法人	2	社員1名につき1個の議決権
② 介護施設等を開設する参加法人	1	
③ その他の社員	0	
総議決権数（①～③の合計）・・・ A	3	
参加法人の議決権の構成割合（第8号）	① > ②	
参加法人の議決権の構成割合（第11号）	$[(①+②) / A] > 0.5$	

5 各役員の親族等の割合が役員総数の3分の1を超えないこと

→

	総 数 ①	最も人数の多い親族等のグループの人数 ②	親族等の割合 ② / ①
理 事	5	1人	14.30%
監 事	2		

6 医療法第70条の4第1号イからニまでのいずれにも該当しないことを証する書類
医療法第70条の4第2号及び第3号のいずれにも該当しないことを証する書類→

区 分	事実の有無
① 理事及び監事のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ 地域医療連携推進法人が医療連携推進認定を取り消された場合において、その取消しの原因となつた事実があった日以前1年以内に当該地域医療連携推進法人の業務を行う理事であつた者でその取消しの日から5年を経過しないもの	無
ロ 医療法その他保健医療又は社会福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者	無
ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	無
ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）	無
② 医療法第70条の21第1項又は第2項の規定により医療連携推進認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの	無
③ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの	無